

# 第4回 市川市市民活動団体事業補助金審査会（部会） 次第

日時：令和元年9月6日（金）午前10時00分から

場所：市川市八幡2-4-8 旧八幡市民談話室

ボランティア・NPO活動センター4階会議室

## 次 第

### 1. 議 題

- (1) 申請団体のヒアリング（2団体）及び交付可否の決定
- (2) その他

## 令和元年第4回市川市市民活動団体事業補助金審査会（部会）会議録

1. 日 時：令和元年9月6日（金） 10時00分～12時00分
2. 場 所：市川市八幡2丁目4番8号 ボランティア・NPO活動センター
3. 議 題：（1）申請団体のヒアリング（2団体）及び交付可否の決定  
（2）その他

4. 出席委員：金丸会長、五関委員、小野委員、鈴木委員（4名）
5. 事務局：藤田課長、小林主幹、菊池副主幹、鈴木主任、玉木主任（5名）
6. 内 容

金丸議長： ただいまから、第4回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会します。

それでは、本日の部会を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願い致します。

事務局： 本日は全体会で補助金の交付可否決定が保留となっていた2団体について部会として引継ぎ、審査を行います。

①団体番号38「住み良い街を作る会」

②団体番号47「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」

についてヒアリングを実施し、その後、交付可否の決定をお願い致します。

ヒアリングに先立ち、事務局から交付可否に係る審査の考え方について説明させていただきます。

### （1）交付可否の決定方法

資料2 投票シートをご覧ください。

団体にはあらかじめ、次の3つの着眼点についてご説明頂くよう、お願いをしておりますので、その説明を踏まえ審査してください。

①当初提案した事業の目的と目標に効果がみられること。

②事業目的が未だ達成されていないこと。

（本来市が行うべき業務を、補助対象事業として行っていると考えられる場合も「目的が達成されていない。」に含まれます。）

③資金面で自立ができていないこと。

以上の3点について、一つずつ審査をして頂き、各項目について投票シートに○×いずれかをご記入ください。

最終評価については、1「継続」、2「条件付き継続」、3「非継続」のうち一つに○をして頂き、評価の理由も合わせてご記入ください。

2の「条件付き継続」とは、継続を認めた場合でも、一部経費を補助対象と認めないとするなど、条件を付けての決定の場合となります。

1または2に○をした方が、過半数を超えていた場合は、交付決定と致します。過半数に満たない場合は否決定となります。同数となった場合は話し合いの上決定をお願いします。

1人でも2の「条件付き継続」の方がいらした場合は、条件付きとするかどうか、またその条件について皆さんでご審査ください。

以上について、何かご質問はございますか。

説明は以上となります。

では、これから団体の方をお呼びしますので、しばらくお待ち下さい。

——「住み良い街を作る会」入室——

金丸議長： 38番「住み良い街を作る会」についてヒアリングを行います。

それでは、事前にお伝えしております、3つの着眼点（①効果、②達成度、③資金面の自立）や、団体としてアピールしたいことがあれば、15分以内で簡潔にご説明をお願い致します。

住み良い街を作る会： 3点についてご説明を行う前に、まず、団体の概要についてご説明させていただきます。当団体は10数年ほど前に地域に高層マンションが建設されるのをきっかけに、日照の問題などについて交渉を行うことを目的に設立されました。その後、地域住民の集まる場ができたので地域の発展の場として活用できないかという提案があり、団体名を「住み良い街を作る会」と致しました。自分たちのできることは何かと考え、まずは「ゴミ拾い」や「花を植える」ことから始めました。その後、みんなで集まれるような場所を作りたいとなり、自宅を改装し、地域交流の場として提供し、卓球ができるようなホールを作りました。公民館と比べて、低額での場所の貸出しや、参加費100円で囲碁やピンポン、麻雀等いろいろな活動を行う様になりました。事業目的は、地域の人が生きがいを持って過ごすことのできる場を提供する事、また、それぞれの個人が持つノウハウを生かしていこうということです。この活動を通して、自身を含めた、たくさんの人々に生きがいを感じてもらうことができると自負をしております。

また、癒しの場が欲しいという要望がありましたので、コミュニティサロンをつくり、お茶を提供できるような簡単なサロンを作りました。サロンは平均1日15人程度利用があり、週5日間開いています。このサロンはあくまでも、場の提供を目的としており、利益を出す

ことが目的ではありません。コーヒーは豆から挽き、提供を行う者はボランティアで従事しております。

卓球は週に2回、1回5人から10人程度、年間で1300人程度利用者がいます。健康麻雀についても利用者が増えており、8卓30人前後の利用者が週に1度利用しているため、年間1500人程度の利用者がいます。効果や達成度については自身が当初想定していた以上に利用され嬉しく感じております。また、市の支援が届かないような隙間となる部分の支援を行えているのではないかと考えます。補助金以外の収入を得る手段については、今まで考えたことがなく、建物の改築なども考えると現状80%程度が自腹となっています。

自身のように私有地を地域の交流の場として提供する方がもっと増えて欲しいですが、費用負担も大きく、このままでは新たにオアシスのような活動を行う人はでてこないと思います。ボランティアの方に、お弁当代や少額の報酬を提供することが、ボランティアを継続してもらう大事な要素です。この費用は現在、サロンで提供しているコーヒーの粗利益でまかっています。会費やサロンで発生する粗利益、補助金をあわせることで、このような活動を継続していくことができると考えています。

自身と同じような想いで、市民の方が利用できる場を提供したいと思う人が市内で増えていけば、すごく嬉しいです。私からは以上です。

金丸議長： それでは審査会委員の方から質問をさせていただきます。

小野委員： フラワー券の売り上げ675,000円で、そのための原材料費が175,000円ということは、収益が500,000円発生しています。そこで発生した利益は施設の様々な費用に充当しており、事業全体として利益が発生しているわけではないと思いますが、675,000円のうち補助金対象である原材料費が3割の175,000円となっており、一般的な商売と同じような割合で収益が発生しています。このような書き方では、市民が申請書を見たときに、商売を行っているように見えてしまってもおかしくないと思いますが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

住み良い街を作る会： 皆さんへ癒しの場を提供したいという想いだけで、活動をしてまいりましたので、その点については深く考えたことがありませんでした。申し訳ありません。利益を得ようと思ったことは全くありません。

小野委員： わかりました。ありがとうございます。もちろん、想いをもって事業へ取り組んでいらっ

しゃることは、お話からもよくわかります。

五関委員： ボランティア報酬延べ300人というのはどのような計算になりますか。

住み良い街を作る会： 妻がコーヒーの提供をおこなっておりますが、一人ではできないのでボランティアをお願いしたり、なるべく費用が抑えられるよう工夫しながら、お花を植えたり、育てたりとボランティアの方にお手伝い頂いています。

五関委員： たくさん人手がかかることがわかりました。延べ300人と記入していらっしゃるようですが、月額でまとめて支払いされているのでしょうか。その都度にお支払いされているのでしょうか。

住み良い街を作る会： ボランティア報酬をお支払している方は十数人程度で、基本的には、都度お支払いをしております。ケーキは、息子の嫁がボランティアで作成し、300円で提供しています。

鈴木委員： カルチャー活動のお話の中で、参加された方から参加費をお支払い頂いているとのことですが、事業の収入に入っておりません。どのような扱いになっているのでしょうか。

住み良い街を作る会： 家賃補助のように使っております。

鈴木委員： 施設の維持について利用しているということですね。

金丸委員： そうすると、参加費については別会計としているということですね。

住み良い街を作る会： そのようになります。施設の維持費という様に考えています。

事務局： 本日、出席していない審査会委員の方からのご質問です。「事業の本来の目的がカフェ的なものになっていませんか。」とのことですが、いかがでしょうか。

住み良い街を作る会： サロンはあくまでも癒しの場として提供しており、カフェが目的ではありません。その中で多少の利益がでるのでその他費用に充てております。サロンを設けた理由としては、自宅の場所が、駅から離れた位置にあり、奥の院へむかう地域の高齢者の方に、一休みをしてもらえる場を提供したいという思いもありました。

金丸議長： 書類だけをみて事業を審査していくと、今回のような疑問が発生してしまいますので、今後、申請書を記入して頂く際は、複数の事業全体の経費を明確に記載して頂いた方がわかりやすいかと思えます。

それでは、ヒアリングは以上となります。結果については後日通知を送付致しますので、ご確認ください。本日はこれで終了となります。ありがとうございました。それではご退席ください。

金丸議長： それでは、採決を行います。38番「住み良い街を作る会」について投票シートの各項目についてご記入ください。最終評価については、1「継続」、2「条件付き継続」、3「非継続」のうち一つに○をして頂き、評価の理由も合わせてご記入ください。

「継続」および「条件付き継続」4名、「非継続」0名で、「継続」が過半数となったため、本事業は、交付決定と致します。「条件付き継続」の方もいらっしゃいましたので内容について、審査致します。

小野委員： 他にも収入があるとの事でしたので、その他の収入についてもすべて記載するようにして頂きたいです。

事務局： カルチャースクールに対する参加費を収入に加え、使用料の内容について明記するようにお伝え致します。

五関委員： さらに収入が増えるので、今回、疑問として挙げた収支の構造は変わらないですね。

事務局： 収益を得ているようにみえてしまう点をご指摘の通りかと思えます。ただし、事業全体では収支のバランスはとれており、収益が発生している訳ではないことは団体の聞き取りの中でもご説明がありました。また、カルチャー事業への参加費は原材料を用いて発生した利益ではないので、性質的には異なる物になるかもしれません。

今年度の実績報告の際にあらためて、すべての経費や参加費についてご報告頂き、収支のバランスを見て頂ければと思います。

金丸議長： 実際にお話をお伺いして、事業に問題があるとは審査会委員の皆さん思っていられないと思いますので、申請書の書き方について注意をして頂ければと思います。

五関委員： ボランティアの方に報酬を出しているのであれば、場合によっては源泉徴収が必要となります。また、個人の方に賃借料として支払うのであれば、所得税にも影響してきますので、税に関して、適切な処理が必要になるかと思えます。

事務局： 昨年度も補助対象経費の報償費について、源泉徴収の必要性の可能性についてご指摘頂きましたので、ガイドブックには各団体税務署に確認をするように記載致しました。

今回「住み良い街を作る会」に頂いたご指摘については、あらためて決定通知に、税に関する手続きを適切に行うよう指摘事項として記載させていただきます。

金丸議長： それでは「住み良い街を作る会」採決は以上となります。

事務局： では、これから次の団体の方をお呼びしますので、しばらくお待ち下さい。

——「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」入室——

金丸議長： 47「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」についてヒアリングを行います。

それでは、事前にお伝えしております、3つの着眼点（①効果、②達成度、③資金面の自立）や、団体としてアピールしたいことがあれば、15分以内で簡潔にご説明をお願い致します。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： まずは理事長から説明させていただきます。当団体は、平成22年から活動しております。その頃は後見制度がまだ普及しておらず、養成講座の開催をメインに活動しておりました。以前はたくさんの行政関係や福祉施設関係の受講者がいましたが、ここ5年程度で、制度自体が普及したことで受講者は市民がメインとなり、参加者が減ってきてしまいました。参加者数をみると、達成度は思わしくない面もあるかと思いますが、活動を継続してきたことで、何かあったときの相談窓口としての役割を当団体が担えているのではないかと思います。

市の事業の補完性については、市川市の市民後見人養成講座の参加者の中に、当団体の講座に参加された方がいらっしゃることから、制度の認識の向上等で、貢献できている面があると思います。

次に、自立の可能性については、受任の件数を増やしていくことや、市川市以外の補助金をうけることがあると思います。市川市での活動を主としたものではありませんが、今年度は地域ぐるみ福祉振興基金助成を申請し、補助の交付が決定しております。

次に事務局長からご説明させていただきます。当団体は、「後見をしたい人」、「後見したい人を応援したい人」が集まって作った団体です。もともとは、東京大学・筑波大学の市民後見人養成講座の受講生があつまり、法人での受任、仲間作り、後見制度の普及等を目的に団体を設立致しました。

昨年度の審査会からのご指摘をふまえ、すでにお出ししている実績以外に、どのように事業の効果をお伝えするべきかと悩んでいたのですが、1つ当事業の効果としてあげることができるのが人材についてです。浦安市の市民後見人の第1期生で、受任業務を行っている方お二人は当団体の出身者になります。

また、市川市では会員であった方の中で、後見業務を行っている方を1名確認しております。

他には、現場に近いところ、実際に問題を抱えている方々に団体の方から近づく必要があるということで、施設等に直接出向いて講座を行う、出前講座を行ってきました。講座の後、

1件後見に繋がっていることが確認できております。

広報については、今まで、公民館への配布、かかわりのある団体への配布、ミニコミ誌やマスコミへの掲載を行ってきましたが、公民館を利用しない方への新たな広報手段として、新聞への折込みを検討しています。

また、今までは包括的に団体の事業を申請してきましたが、数字として効果が見えるような申請内容とする必要があるのではないかと検討をしています。

五関委員： 法人で受任を行う際には、個人としてではなく、法人で裁判所への手続きなどを行っているのですよね。個人には還元していないのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 各案件について、2人体制で受任を行っており、報酬については月 5000 円程度で行っています。

五関委員： 受任を増やしていきたいというお話がありましたが、相談会や、講座に比べて、特に受任を重視されているのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： どちらかを重視しているわけではありません。受任の為に相談会や、講座を行っているわけでもありません。実際に受任につながれば会としては収入につながるのありがたいのですが、なかなか受任につながる訳ではありません。色々なケースで、適切な相談先がそれぞれに考えられますので、当団体で行える範囲で受任をしていければと考えております。

五関委員： 後見についての相談先が様々あることは受講者の方などに提示されているのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 配布する資料の中でご説明をしております。

金丸議長： もし、相談会の参加者が、直接受任に結びついているのであれば、補助金を使って収益をえているのではないかと審査会の中で議論となっておりましたので、さきほどのようなご質問をさせて頂きました。

金丸議長： これまでも審査会の方から、参加者の少なさについて指摘をさせて頂いております。そのなかで新たな広報の手段として、新聞折込みを行うとのことですが、効果はどのようにみこまれておりますでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 正直、やってみないとわからないというのが実際の所です。すでに 30 年ほど前に折込みの効果が 1%をきっていましたが、最近ミニコミ誌にも折込みをみかけるようになりましたので、もしかしたら、思っている以上に効果があるのではないかと試してみることにしました。また、電車代をかけ、市民活動センターで印刷を行っている現在と、新聞折込みにかかる費用を比較しても、会としての負担があまり変わ



らないことも理由の一つです。

小野委員： NPO法人が行う事業よりも、市や社会福祉協議会が行う事業の方が、信頼度が高いのが実情ではないでしょうか。その中で人を集める事はかなり難しいと思います。私の意見ではありますが、相談先として、どちらかを選ぶのであれば、社会福祉協議会になると思います。また、人を呼ぶに当たり、年3回の広報への掲載には効果があると思いますが、ミニコミ誌への掲載やチラシの効果について私は疑問に思っています。新聞折込みは、どのような地域に配布をするのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 講座や相談会についての広報を、新たに事業を行う北部や信篤地域の公民館を中心に約2 Km圏内で、折込みを5000 ずつ依頼できればと考えています。

小野委員： 私も曾谷公民館を利用していますが、公民館に、募集のチラシを掲示してもらっています。チラシを置いてもらうだけだと、あまり目につかないので、公民館の登録団体となるために、特定の公民館に活動を絞った方が良いのではないのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： もともと行徳公民館を主で活動をしていましたが、逆に現在は様々な地域で活動をしています。1 か所のみしか公民館には登録できないので、新たに中心となる活動場所は探している所です。

小野委員： 行徳は若い人が多く需要が少ないので、高齢者が多い北部の方に需要があるのではないのでしょうか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 社会福祉協議会では土日や夜間に相談業務をやっていないので、そこを当団体で補完してみたり、法定後見以外の任意後見にシフトしていくことを検討していたり、それに伴い事業を実施する場所についても検討しなければならなかったりと、試行錯誤を繰り返している状況です。

事務局： この後補助金の交付の可否について審査を行いますが、もし交付が可となった場合で新聞折込み料が認められないとされた場合に、経費の変更をご希望とのことでしたが、どのような変更をご希望ですか。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば： 今回の折込み料は印刷費と折込み料が合算されたものとなります。そのため、もし折込み料が認められないとなれば、そのうち印刷費の印刷製本費への計上を認めて頂きたいです。

金丸議長： ご説明ありがとうございました。ヒアリングは以上となります。結果については後日通知を送付致しますので、ご確認ください。

本日はこれで終了となります。ありがとうございました。それではご退席ください。

金丸議長： それでは、採決を行います。

47「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」について投票シートの各項目についてご記入ください。最終評価については、1「継続」、2「条件付き継続」、3「非継続」のうち一つに○をして頂き、評価の理由も合わせてご記入ください。

金丸議長： 「継続」4名、「非継続」0名で、「継続」が過半数となったため、本事業は、交付決定と致します。

金丸議長： 本日の議題は全て終了しました。

事務局から連絡事項などがありますか。

事務局： 本日はありがとうございました。

次回の審査会は、11月に補助金の追加募集の申請の審査をお願いします。また改めて日程についてはご案内致します。

金丸議長： これで、令和元年度第4回市川市市民活動団体事業補助金審査会を終了します。